

調達管理番号・案件名
25a00244_全世界2025年度案件別外部事後評価パッケージ I -1(海外投融資)(QCBS- ランプサム型)

質問と回答は以下のとおりです。

2025年6月16日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	3	3. 競争参加資格(2)利益相反の排除	排除者条項にかかる申告書はどうやって提出すればよい か？(プロポーザルに添付すればよいか？) また、共同 企業体を結成する場合、共同企業体の代表社のみ提出す ればよいか？	「排除者条項にかかる申告書」について、以下のとおり回 答します。 1)フォームについて 「排除者条項にかかる申告書」を別紙にてご準備頂き、記 入ください。なお、当該フォームについては、フォームの訂 正がありましたので、本質問回答添付のフォームにてご提 出をお願いします。 2)提出方法 プロポーザル提出期日までに、プロポーザルの末尾に添 付の上ご提出ください。 3)共同企業体の場合の提出方法 共同企業体の場合には、代表社名を「1.応札社名」に記載 の上、署名欄は、「1. 応札社名」に記載の社の代表者にて お願いします。
2	13	【2】特記仕様書(案)第1条 業務の目的と範囲	第1条の表(p.13～14)の「IRR再計算」と第4条「(7) IRR再計算」の表(p.34)とが合致していない(第4条の 表では「金融アクセス向上マイクロファイナンス事業」の IRRが求められていない)、どちらに従うべきか？	「金融アクセス向上マイクロファイナンス事業」について は、IRRの計算は含まれません。以下の通り訂正します。 ■訂正前 P13 中南米地域「中南米省エネ・再生可能エネルギー事業」 のIRR計算: <u>あり</u> 複数国対象「金融アクセス向上マイクロファイナンス事業」 のIRR計算: Equity IRR ■訂正後 P13 中南米地域「中南米省エネ・再生可能エネルギー事業」 のIRR計算: Equity IRR 複数国対象「金融アクセス向上マイクロファイナンス事業」 のIRR計算: <u>ー(なし)</u>

3	13	【2】特記仕様書(案)第1条 業務の目的と範囲	第1条の表(p.13～14)の「IRR再計算」と第4条「(7) IRR再計算の表」(p.34)ではベトナム「中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地開発事業」のFIRR/EIRRを算出する指示があるが、他の配布資料から類推してEIRRはEconomic IRRではなく、Equity IRRと理解されるが、その理解で正しいか？	ご理解のとおりです。
4	33	第4条(4)評価に必要な情報の収集・整理(第1次現地調査)	現地調査では、貴機構の現地事務所への訪問が求められている。ブラジルには貴機構の事務所/出張所が複数あるが、ブラジル「北東部クリーン電化事業」及び同「保健医療セクター支援事業」については、貴機構のサンパウロにある事務所を訪問するという理解で正しいか？	ご理解のとおりです。 「北東部クリーン電化事業」、「保健医療セクター支援事業」とともに、サンパウロにあるJICA事務所を訪問とします。

以上

排除者条項にかかる申告書

1. 応札社名

調達件名	
応札社名 (共同企業体の場合は代表社名)	
責任者名 (役職) (所属先) (連絡先)	

2. 排除者条項に関する確認事項

【事後評価業務における排除者条項（2025 年度版）】を確認の上、いずれかの該当する回答欄に○をつけてください。

No	確認項目	回答
1	【事後評価業務における排除者条項（2025年度版）】について、 1. ①～④に該当しません。	
2	【事後評価業務における排除者条項（2025年度版）】について、 構成員が 1. ①～④に該当していますが、本申告書の提出に先 立ち、JICAへ利益相反の事前確認を行っており、利益相反に関す る防止策を講じた上で参画可能との回答を受領しています。	

3. 申告内容に関する署名

上記のとおり、現時点において利益相反に該当する事実がないことを申告いたしま
す。虚偽の申告が判明した場合、JICA の規定に従って必要な対応が取られることに
同意します。

署名欄

日付 ○年○月○日

以 上